

●6月のトピックス



労働保険の年度更新手続(平成22年度分の確定保険料と平成23年度分の概算保険料の申告 納付手続)の時期となりました。6月1日(水)から7月11日(月)までが提出期間となっているため 忘れずにお手続きください。(毎年事務所に依頼されている方はお早めに資料をご送付願います。)

《税についての作文》

国税庁で中学生 高校生の「税についての作文」を募集しているのをご存知でしょうか？(締切り9月7日(水)必着)国税庁のホームページ → 税について調べる → 「一般的な税の情報」の中の「税の学習コーナー」に募集要項が掲載されています。

昨年は717 666編の作文応募があったそうです。中学生には内閣総理大臣賞 総務大臣賞 財務大臣賞 文部科学大臣奨励賞など 高校生には国税庁長官賞 国税局長賞 税務署長賞などの賞状と記念品の表彰があるそうです。ホームページ上で昨年度の入選作文をいくつか読むことができます。

作文の内容には 税金は納めるものと習いましたか大人の話をお聞いていると「税金を取られる」と言っています や 母のお腹にいるときから医療費 小中学校では教育費と税制度の恩恵を受け幸せに生きてきた や 税金の有意義な使われ方 など 税金の意義と役割について改めて考えさせられる作文がありますので 一度読んでみてください。(斉藤)



みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



《「税制改正」の行方はどうなるのか？(第2回)》

6月3日の税制改正の研修は多数のご出席をいただきましてありがとうございました。今年の税制改正は現在も国会を通過していない(現在も情勢が不透明です)という異例の事態にもかかわらず 多くの方が参加されたということは税に対する関心が高まっているということかかえます。

平成23年度の改正を含み今後の改正が検討されているのは以下の内容です。

- 消費税 2015年まで段階的に10%に 免税占の見直し等(大幅増税) 法人税 実効税率を5%引き下げ 減価償却費他の課税ベースの拡大(減税といえるか?)
- 所得税 現行40%の最高税率の引き上げ 所得控除の削減 高額所得者に対する給与所得控除の削減等(増税)
- 相続税 最高税率が55%にアップ 基礎控除の削減(大幅増税)

社会保障と税の一体改革が必要であるということて いままでにないスピードで大増税が予定されているようです。特に気になるのか所得税と相続税の増税です。中小企業経営者で経営努力して役員報酬を稼ぎ 資産を蓄積しても国が大幅に徴税するという仕組みが出来上がろうとしているようです。したかって 経営者は今まで以上に税金はコストであるという意識を強化し キャンプフローの改善に努力しなければなりません。

私どもの役割も増大してくると認識し クライアント様に対する節税に役立つ税の知識 知恵を積極的に提供してまいりますのでご期待下さい。(竹内)